



申  
6  
号

## 「旅行業部門の今後の方向性」に関する 申し入れ(その2) 第2回団体交渉行っ! その1

第  
11  
項

VTSに出向している社員の希望を把握し、本人希望に則った勤務箇所とすること。

- ・出向している社員の希望把握は、当社の社員であるので当社がおこなう。管理者として出向している社員が行う場合もある。明文化はしていない。
- ・店舗閉鎖により店舗間の異動やJRに復職する場合もあり、変化点において希望を丁寧に把握する。出向中の勤務地の指定は、最終的にはVTSの判断になる。
- ・エルダー社員の雇用の場として除外することはない。

確認!!

第  
12  
項

顧客接点型拠点の運営は、JRからの出向に頼ることなく行うこと。

- ・自立した会社として顧客接点型拠点を運営していく。
- ・要員が不足しているから出向させるという考えではない。

確認!!

第  
13  
項

顧客接点型拠点への出向が発生した場合は、出向期間を原則として3年とすること。また出向する際は、グループ会社への指導・育成と、これまで担ってきた経験を活かし東日本エリアの観光流動創造を創る役割を積極的に果たすことを目的とすること。

- ・出向期間が原則3年ということは変わらない。
- ・今施策における出向の目的は、①グループ会社の指導・育成 ②これまで培ってきた経験を活かし東日本の観光流動創造を担う ③新たな経験を掴んでいくこと
- ・出向する社員に対し目的を丁寧に伝えていく。

確認!!

第  
14  
項

旅行業部門の多くがVTSに移管するため、JR本体と同等の労働条件に向上すること。

組  
合

- ・VTSの人材確保のために労働条件を引き上げることが必要。
- ・グループ会社社員においても社宅・寮・事業所内保育所を使用できるようにするべきだ。
- ・VTSとJR本体で、賃金・福利厚生など労働条件に大きな差があってはいけない。
- ・VTSの人材確保は非常に重要な視点であり、JR本体としても注視していく必要がある。
- ・グループ経営として、本体で注視して出来る範囲の支援をするべきだ。

会  
社

・VTSの労働条件はVTSで決定する。

- ・社宅、寮、事業所内保育所は協定を結びVTSにも負担をしてもらえれば使用できる。
- ・JR東日本グループとして成長していくことが必要なこと。
- ・グループ会社から相談があればアドバイスする。JR東日本として解決できることは行う。

確認!!

その2へ続く